

第 2 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 開 会

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 閉 会

米沢市農業委員会

平成29年9月13日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第2回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(4名)

事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地主査	戸田 美恵子
主査	仁科 恭浩
主事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について          |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第6号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について    |

### 2. その他

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第2回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を2番 小関善隆委員のご発声でよろしく願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

では、皆さんおはようございます。

朝晩めっきり涼しくなりまして秋らしくなってきたわけで、秋うないの準備等大変お忙しいところ皆さんに来ていただきまして、ありがとうございます。

また、9月7日の東北活性化フォーラムについてもご出席いただきまして大変ご苦労さまでした。

私、日曜日に牛のオリンピックと言われる5年に一度の和牛全国大会というのが宮城県で行われたわけですが、そこに日曜日に行ってきました。そして、新聞等にも出ておったわけですが、1キロ50,001円ということで1頭2,500万円のチャンピオン牛が出ました。鹿児島県の人をつくった牛で、今までは多分宮崎県のチャンピオンが2,000万円ぐらいだったんですが、今回は2,500万円ということで、枝肉のセリのダイヅケというのがあるんですが、普通はここら辺のセリだと2,500円とか2,000円ぐらいから出発するんですけども、10,000円とかということで、九州のほうはほとんどそういうふうな、県が力を入れている関係上そういうふうに高い値段がつくわけで、東北、そして山形県では肉質は大体似たようなものでもキロ4,000円だったということで、500キロだと200万円、片一方は2,500万円ということで、県の力の入れようでそういうふうにいろいろあるというようなこと、見てきたところでございます。そういうことで、話題というようなことで。

あと、今問題になっておる社会問題等、あと農業新聞等にも出ておったわけですが、所有者不明農地とか宅地というようなことで、全国で約2割の農地の未登記、不明農地があるというようなことで、今議会中でありまして、この間、本来ならば農業委員会にもそういった質問が出るというふうな予定で事務局のほうでもいろいろ答弁書を考えておったんですが、前の質問がちょっと長引いたために、農業委員会の質問が来なかったというようなことでありますが、そういったいろいろ公共事業についても、用地買収するとき

誰の土地だかがわからないと、そして買収するときに30人も40人もそういった枝に分かれてしまって、判こもらないと買収ができないというようなことで、問題になっているというようなことで質問があったようで、農業委員会にもそういった農地の未登記がないかというような、対処をどうするのだというようなことを多分質問があった、来る予定だったわけですが、来なかったというようなことでございます。

そういったことで、我々も被相続者が亡くなられたりした場合に相続者は農業委員会に届ける、そして相続をきちんとする、登記をするというようなことを若い人たちに喚起していかなければならないなと思っているところでございますので、皆さんも声がけ等をしていただきたいと思います。ということで、きょうは第2回の定例総会というようなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本当にご苦勞さまです。

目崎補佐

ありがとうございました。

それでは、議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長のほうにお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定により本日の欠席通告委員はおりませんので、全員出席であります。よって、去る9月5日に通知しました米沢市農業委員会第2回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、4番 遠藤伊一委員、5番 樋渡由美委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

申しわけございません、2点ございます。

まず、議案書の表紙でございますが、第1回総会となっておりますが、本日第2回ですので、訂正方お願いいたします。

あと、もう一つでございますが、5条関係、6ページでございますが、44番、土地の表示の〇〇〇〇でございますが、地積のほう、登記等を再確認しましたら錯誤で間違っておりまして、1, 182㎡を1, 282㎡ちょうどで訂正方お願いいたします。以上でございます。

議長

皆さん、わかりましたか。

目崎補佐

あと、済みません、議長、合計のほうですが、合計の一番下のほう、田ん

ぼの15筆、この10, 103.71㎡を10, 203.71㎡に訂正方  
願います。100㎡プラスで願います。ナンバー6の一番下の計の田  
んぼの合計です。

済みません、まず田んぼの筆数ですが、16筆になっていますけれども、  
その10, 211.71㎡を100㎡足していただいて10, 311.7  
1㎡にご訂正願います。

あと、合計のほうの面積ですが、21, 083.71㎡をここも100㎡  
足していただきまして21, 183.71㎡で訂正をお願いいたします。

議 長

よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、1の提出議案から進めさせていただきます。報第1号 非農地  
証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の  
説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採  
草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告いたします。

受理番号29号から31号までの計3件でございます。この筆数、地積に  
つきましては畑のみ3筆で、937㎡です。よって、合計も同一でございま  
す。

受理番号29号 申請人 ○○○○ 相続人 △△△△、所有者も同一で  
あります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地  
への転用です。転用年月日は平成4年ごろです。申請理由は、平成4年ごろ  
にプレハブ作業所を設置し宅地として利用してきたためです。

受理番号30号 申請人 ○○○○ 相続人 △△△△、所有者も同一で  
あります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野  
への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年  
ごろより耕作しておらず、原野となっているためです。

受理番号31号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表  
示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用  
年月日は昭和59年ごろです。申請理由は、昭和59年ごろより耕作してお  
らず、原野となっているためです。

以上、ご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報  
告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

戸田主査  
議長  
戸田主査

(挙手)

戸田主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号30号から31号までの計2件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田1筆 2, 723㎡、畑1筆 238㎡、合計2筆 2, 961㎡です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長  
全委員  
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員  
議長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたします。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

3番  
議長  
3番

(江口益美委員 挙手)

3番 江口委員。

私の案件がありますので、退席させていただきます。

(江口益美委員 退室)

議長

それでは、受理番号75号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査  
議長  
戸田主査

(挙手)

戸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求め、委員会に付議します。

受理番号75号について申請内容を申し上げます。渡人の要望による農地の売買です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、畑4筆 1, 175㎡、よって合計も同様です。

受理番号75号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長  
1 1 番  
議 長  
1 1 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(高橋秀治委員 挙手)

11番 高橋委員。

11番 高橋です。

75号についてご説明します。

こちらの案件は、今退席された江口委員の案件になります。江口委員にお話を聞いてまいりました。○○さんは、もともと△△の江口委員と同じ△△に住んでいたようで、現在は○○のほうに住んでおられるそうです。畑だけ△△地域内にあって、なかなか耕作できないということで、江口委員に売買で耕作してほしいということを聞いてまいりました。何も問題ないと思われまます。よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長  
全 委 員  
議 長

それでは、受理番号75号について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号75号について、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、受理番号75号について、許可することに決定いたしました。

3 番

(江口益美委員 入室)

それでは、受理番号75号を除く受理番号71号から79号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査  
議 長  
戸田主査

(挙手)

戸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

先に上程となりました受理番号75号を除く受理番号71号から79号までの計8件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請事由は、経営移譲年金受給のため使用貸借の1件、贈与による所有権移転が2件、相手方の要望による所有権移転が5件です。該当筆数及び地積は、田んぼが4



1筆 27, 175.88㎡、畑79筆 19, 220㎡、よって合計が120筆 46, 395.88㎡です。

受理番号71号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号72号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は同一世帯内での生前贈与（後継者へ）一括です。

受理番号73号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は同一世帯内での生前贈与（後継者へ）部分です。

受理番号74号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号76号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号77号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号78号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号79号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(上村貞義委員 挙手)

9番 上村委員。

9番 上村です。

71号をご説明いたします。

○○○○さん、△△△△さんは親子であります。△△△△さんにお会いして話を聞いたところ、経営移譲年金受給のための使用貸借ということでありました。○○さん、果樹と水稻の専業農家でもあり再設定でもありますので、問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議 長  
1 3 番  
議 長  
1 3 番

ご苦労さまでした。72号。

(我彦正福委員 挙手)

我彦委員。

13番 我彦です。

72号について調査した内容を報告いたします。

渡人と受人は親子で、所有者の親のほうが高齢になって、農作業のほうは受人の△△さんのほうが行っております。耕うんに関しては自分がちょっと耕うん手伝ってあげて、そして農作業のほうも一生懸命やっておりますので、特に問題はないと思われます。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

ご苦勞さまでした。73号。

(遠藤伊一委員 挙手)

4番 遠藤委員。

4番 遠藤です。

これも生前贈与の案件であります、渡人の〇〇〇〇さん、受人の△△△△さんは親子でありまして、〇〇さんは親が高齢になりましたので、畑作業は休みの間に手伝って管理をしておるといふことで、おやじが持っていた農地を継承していきたいという希望もありまして、生前贈与をしたいという旨のお話でありましたので、問題はないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長  
2 番  
議 長  
2 番

ご苦勞さまでした。74号。

(小関善隆委員 挙手)

2番 小関委員。

2番 小関です。

74号についてご説明いたします。

渡人の方、〇〇〇〇さんでありますけれども、30年以上前からここに住んでなくて東京に住んでいると、家もありません。

ただ土地が、畑ありまして、家族の方にも処分していることは余り関係ないようにしてくれと言われたと、だそうです。それで、親戚関係の△△△△さんのほうに売買という形でお願ひをしたといふことでありますので、問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長  
10番  
議 長  
10番

ご苦勞さまでした。76号。

(古畑功一委員 挙手)

10番 古畑委員。

10番 古畑です。

76、77、78、79号をご説明いたします。

ここは〇〇の県道を△△に向かって、町の入り口から左側に入っていって見えないところなんですけれども、沢沿いのところで小さい畑がいっぱいありまして、そこがもう遊休農地になっていて荒れていたんですけれども、そこで〇〇〇〇さんという方は林業をしている方なんですけれども、山の木の伐採をしまして、その土をその小さい畑に埋めて畑を大きくして野菜

をつくりたいということで、地元の方からは、ぜひそこを買っていただきたいということの要望があって、仕方なく買ったとか、そういうことなわけですので、行ってみたところ、確かに遊休農地で草ぼうぼうで何ともできなかった場所ですので、なるべくそうして大きくしてもらって畑で野菜をつくっていただきたいということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ご苦労さまでした。受理番号75号を除く受理番号71号から79号の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号75号を除く受理番号71号から79号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号75号を除く受理番号71号から79号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。

今月は2号から3号までの計2件で、田1筆 282㎡、畑1筆 408㎡、合計2筆 690㎡でございます。

受理番号2号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は貸駐車場の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号3号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（1棟6世帯）の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。それでは、受理番号2号。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7番 高橋委員。

7 番 7番 高橋です。

受理番号2号についてご説明申し上げます。

申請地は〇〇〇〇地内で、〇〇〇〇の△△△△の東側に位置しております。9月1日に現地を確認し、また9月2日に代理人の〇〇行政書士さんからお話を伺っております。この申請地を駐車場として造成し、西側にあります介護施設に貸し出すということです。事前着工等はありません。問題ないと思われれます。よろしくお願ひします。

議 長

3号。

1 7 番

(大野澤進委員 挙手)

議 長

1 7 番 大野澤委員。

1 7 番

1 7 番 大野澤です。

受理番号3号をご説明いたします。

去る9月6日でありましたけれども、〇〇さん宅を訪れましたけれども、△△△△さんが留守だったんですけれども、その夜電話でお聞きしました。ちょうど自宅の東になるわけですけれども、アパート、1棟6世帯の建設をしたいというようなことのお話でした。

また、事前着工もなく、そのちょうど西側も三、四年前だと思いますけれども、〇〇さんがアパートの建設をしているというところで、今後生活の安定を図るということの話でした。何ら問題ないというふうには思います。よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの受理番号2号から3号について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号2号から3号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号2号から3号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号37号から49号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号37号から49号までの計13件で、田16筆 10, 311. 71㎡、畑33筆 10, 872㎡、合計49筆 21, 18

3. 71㎡でございます。

受理番号37号 渡人 ○○○○、△△△△、不在者財産管理人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（9区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号38号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号39号 渡人 ○○○○、○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（14台）の造成です。こちらは2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（14台）の造成です。こちらは2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△ △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は仮設資材置き場及び仮設現場事務所の建設です。こちらは2種農地で、一時転用（期間2カ月）です。

受理番号42号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（2棟22世帯）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号43号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは2種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は大型店舗の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は大型店舗の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号46号 貸人 ○○○○、○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は大型店舗の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号47号 貸人 ○○○○、○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は大型店舗の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は大型店舗の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は大型店舗の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明による受理番号37号については継続案件となるわけですので、それ以外の件について調査された委員は、調査結果について報告してください。

7番 (高橋信夫委員 挙手)

議長 7番 高橋委員。

7番 7番 高橋です。

37はよろしいですか。(「では、お願いします」の声あり) 37、38、42、44から49号までご説明申し上げます。

37号ですが、こちらは先月の総会で継続案件になったものですが、今月も開発行為の許可申請が出ていないため、また継続案件にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、38号、こちらは場所は○○地内です。△△の東側に位置しております。9月1日に現地を確認し、また申請人の○○さんからお話を伺ってまいりました。この案件は7月にも5条案件出ておりまして、そのときは父親が所有するこの申請地を借り受け、住宅を建設したいということでしたが、こちらは取り下げられております。それで、今回新たに住宅ローンを設定するために父親が所有する申請地を譲り受け、住宅を建設したいということになっております。事前着工等はありません。問題ないと思われま

続きまして、42号。42号は○○○○地内に位置しております。こちらの土地も9月1日に現地を確認し、また9月2日に代理人の△△行政書士さんからお話を伺っております。この申請地を渡人の○○さんから受人の△△の△△さんが買い受け、併用地とともにアパートを建設するという事です。事前着工等はありません。問題ないと思われま

続きまして、44号。44号から49号までは全て借受人が△△△△となっております。申請場所は○○○○地内で、新しく道路が切られたところの南側、△△の西側に位置しております。9月1日に、まず44号ですが、こちら貸人は○○○○さん、9月1日にお会いしてお話を伺ってまいりました。現在この土地は畑になっておりました。事前着工等はありません。問題ないと思われま

続きまして、45号。こちらの貸人は〇〇〇〇さん、この方にも9月1日にお邪魔してお話を伺ってまいりました。この土地は現在大豆が作付されております。事前着工等はありません。問題ないと思われます。

46号、貸人は〇〇さんと〇〇さん、9月1日に〇〇さんにお会いしてお話を伺ってまいりました。現在こちらの土地も畑として利用されております。事前着工等はありません。問題ないと思われます。

続きまして、47号。こちらの貸人は、先ほど45号でやりました〇〇〇〇さんと息子さんの△△△△さんの土地になっております。こちらにも9月1日にお話を伺ってまいりまして、現在この土地は田んぼ作付してありました。事前着工等はありません。問題ないと思われます。

48号の貸人は〇〇〇〇さん、9月1日にお会いしてお話を伺ってまいりました。この土地は現在休耕状態です。事前着工等はありません。問題ないと思われます。

最後に、49号の貸人は〇〇さんです。9月1日にお会いしてお話を伺ってまいりました。現在この土地は水田として作付、利用されております。事前着工等はありません。問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

ご苦労さまでした。39号。

(山王堂民衆委員 挙手)

16番 山王堂委員。

16番 山王堂です。

番号39、40について報告いたします。これは伊藤会長の案件ですが、私のほうから報告させていただきます。

〇〇〇〇の駐車場ということで、会長が〇〇〇〇に行って現地調査並びに会長からお話を聞いてきたそうです。事前着工並びに全て問題ないということ報告受けましたので、報告します。

1 3 番  
議 長  
1 3 番

(我彦正福委員 挙手)

次、41号。

13番 我彦です。

受理番号41について報告いたします。ここの場所は〇〇に行く手前のガードくぐる手前の左側の△△の集落のところにある土地です。〇〇〇〇が仮設資材置き場及び仮設現場事務所の建設ということで、この場所を利用するということで事前着工はございません。よろしくお願ひいたします。

議 長  
1 7 番  
議 長

ご苦労さまでした。

それでは、受理番号37号を除く受理番号38号から49号について……。

(大野澤委員 挙手)

ああ、済みません。

- 1 7 番 1 7 番大野澤です。  
 受理番号4 3号をご説明いたします。去る9月3日、日曜日でありましたけれども、〇〇の△△△△さんとお会いし、現地を確認してまいりました。受人の△△さんのほうにお譲りして一般住宅の建設というようなことで、今現在畑はネギを作付されておりました。事前着工等もなく、何ら問題ないというふうに思われますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 以上です。
- 議 長 ご苦労さまでした。済みませんでした。  
 それでは、受理番号3 7号を除く受理番号3 8号から4 9号について、意見並びに質問はありませんか。  
 この〇〇〇〇というのは、いつ完成するんですか。（「そこまでは確認とっておりません」の声あり）
- 渡部主事 (挙手)  
 渡部主事。
- 議 長 申請書による工事完了の予定年月日につきましては、平成3 0年7月3 1日予定となっております。よろしくお願ひします。
- 渡部主事
- 議 長 来年の7月ね。ありがとうございました。  
 そのほか質問ございませんか。
- 1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)  
 議 長 1 4 番 高橋委員。  
 1 4 番 1 4 番 高橋です。  
 今の案件につきまして、残された農地が若干あるわけですね。（「はい、残っています」の声あり）その影響とかそういったのは見た感じ考えられ…、（「その残っている方は〇〇〇〇さんの土地なんですが、そのまま作付するそうです」の声あり）全部、そのまま。ああ、そうですか。進入路とかも……。 （「残ります」の声あり）
- 議 長 進入路その他、あと水路とかは大丈夫ですか。（「ええ、ご本人なので、貸した人と」「残っているのは全部〇〇さん……」「そうです」の声あり）
- 8 番 (佐久間英之委員 挙手)  
 議 長 8 番 佐久間委員。  
 8 番 8 番 佐久間です。  
 3 7号でありますけれども、まだ書類ができていないというようなことでの継続的なことですけれども、何か特別な問題でもあったのでしょうか。
- 議 長 事務局、では説明してください。  
 渡部主事 (挙手)  
 議 長 渡部主事。



**渡部主事** 37号につきましては、申請書上、補足説明書の中に開発行為について協議済みと記載されたもので、こちら受理したものでございます。その後都市整備課に確認をしたところ、その事実はないということで確認をさせていただいたところでありましたので、先月の総会におきましてはその旨を事務局からお話しをしまして、継続審議となったところでございます。

なお、その後担当する行政書士、〇〇行政書士に確認をしたところ、8月20日に申請をする予定だと聞いているという旨の連絡をいただきました。その後、事務局からは8月24日に行政書士に確認した。行政書士及び都市整備課に確認したところ、いまだにその書類、届け出は出ていないということでございます。

なお、先日付でも確認したところ、いまだに出たという事実は確認されておりませんので、このたび改めて総会にはかることになったという運びでございます。よろしくお願ひします。

**議 長** その場合は、書類不備ということで受け付けできないということはないんだな。受け付けはしなければならぬわけですか、書類そろっていても。その辺どうですか。

**渡部主事** (挙手)

**議 長** 渡部主事。

**渡部主事** 必要な書類自体は整っておりますので、行政手続法にのっとりて受理をし、総会にかけさせていただいたところでございます。よろしくお願ひします。

**議 長** 佐久間委員、よろしいですか。

**8 番** よろしくないけれども、仕方ないもんな。

**議 長** そうすると、来月もこの案件は上がってくるということですか。継続審議ですか。

**渡部主事** (挙手)

**議 長** 渡部主事。

**渡部主事** 申請者から取り下げの連絡等がない限りは、引き続き総会にかかるものかと思われます。

**目崎補佐** (挙手)

**議 長** 目崎補佐。

**目崎補佐** 開発行為にかかわる事前協議というのをもう少し具体的に申し上げますと、開発行為終わった後で市道とか上水道の管理を市に移管するために、市の設計基準といいますか、市道認定基準などに合ったように設計する内容を事前に市のほうと打ち合わせして、市でオーケーもらえば、規格とかそういったことに基づいて、開発行為の道路とか上下水道を設計するというものでございます。

これは当然、この5条は開発行為とセットのもので、何カ月もこのまま議案として載っているのがおかしいので、ちょっと事務局のほうで都市整備課のほうなどと話して、もう少しどういったことがいいのかというのを検討させていただきたいと思います。

議 長

8番、よろしいですか。

8 番

はい、お願いします。

議 長

そのほか質問ございませんか。質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号37号を除く受理番号38号から49号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号37号を除く受理番号38号から49号についてを許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から11号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

議第5号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

本案件につきましては、受理番号1号から11号までの計11件でございます。内訳につきましては、農協仲介による賃貸借権の再設定2件、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定6件、相対による新規賃貸借権設定1件、再設定2件でございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ97筆 130,626㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から11号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から11号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定しました。

次に、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、別紙のマッチング案に基づいて農用地利用配分計画（案）を作成するため、平成2

9年8月28日付で米沢市長から意見を求められたので、委員会に付議いたします。

内容としましては、この次のページ、様式第7号 マッチング案の2ページ分のものとなります。この案件につきましては、先ほど出し手、貸付者から中間管理機構への貸し付けが議題にかかったものでございまして、今後借受者の方に対して同意を求めるということになってございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で提出案件については終了いたしました。

次のその他、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、事務局の説明を求めます。

目 崎 補 佐  
議 長  
目 崎 補 佐

（挙手）

目崎補佐。

本日お配りした資料をごらんいただきたいと思います。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の案でございます。

まず、基本的な考えとしましては、昨年の4月1日に農業委員会等に関する法律の改正法が施行されまして、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として位置づけられたということでございます。

米沢市は平地と中山間地が混在しておりまして、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められております。中山間地のほうでは遊休農地の発生防止、平地のほうでは担い手への農地の利用の集積、集約化を特に重点を置いて中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があるということでございます。そのためには、法の7条1項に基づきます農業委員と農地利用最適化推進委員が連携しまして、担当地区ごとの活動を通じまして、農地利用の最適化の推進を進めていくということで、今年度から34年度までの6カ年の指針を策定するという内容でございます。

1 ページの下のほう、具体的な目標と推進方法でございますが、まず遊休農地の解消目標、ことしの3月現在で遊休農地面積が17ヘクタールでございます。

2 ページにお進みいただきまして、目標設定の考え方ですが、この17ヘクタールを3年後には半分の8.5ヘクタール、6年後にはゼロを目指して事業を展開していくという内容でございます。その具体的な推進内容ですが、2 ページの(2)農地の利用状況調査と意向調査の実施でございます。遊休農地にかかわるものは8月から11月にかけて利用状況調査、意向調査を行っていくと。

あと、違反転用にかかわるものにつきましては通年といいますか、行っていくという内容でございます。

あと、②の中間管理機構との連携につきましては、利用意向調査の結果を受けまして貸付手続を行っていくと。

あと、③の非農地判断につきましては、再生利用困難農地については非農地判断を行い、守るべき農地を明確化していくという内容でございます。

次の2番の担い手への農地利用の集積、集約化についてでございます。現状が2,849ヘクタール、61.66%の集積率でございます。活動計画の中で164ヘクタール、毎年集積を図っていくということをやっておりますので、3 ページの上段、目標設定の考え方に記載してありますとおり毎年164ヘクタールを集積を行いまして、6年後にはその6倍を集積を図り、集積率を83%にしようとするものでございます。

次に、担い手の育成、確保ですが、現状1,525戸で総農家数の減少が考えられるが、現状維持を目標としたいという内容でございます。運営委員会では後継者の不足とか、あとは担い手に当然集積していくものですから、総農家数が現状維持というのは、なかなか厳しい考えでないかというご意見をいただいたところでございます。これ以降も農業委員の皆さんのご意見を参考に、ここら辺の総農家数なども調整していきたいと考えております。具体的な推進方法ですが、人・農地プランへ農業委員、推進委員の立場で積極的に参加をし、進めていくという内容でございます。

あと、利用調整と利用権設定につきましては、出し手と受け手で所有者の意向マッチングを実施し、農地の集積を図るということでございます。

次、4 ページにお進みいただきまして、新規参入の促進についてでございます。これにつきましては、現状で年間1ヘクタールの新規参入があったものですから、このペースで毎年、3年後には3ヘクタール、6年後には6ヘクタールの参入を目指していくものでございます。

あと、法人につきましては現状ゼロだったわけですが、運営委員会のほう

で29年度1法人の実績があるものですから、このペースで目標を達成するように進めていったらというご意見をいただきましたので、毎年1法人、3年で3法人30ヘクタール、6年で6法人60ヘクタールを目標とし推進したいと考えております。

あと、推進方法ですが、関係機関との連携ということで市関係課、農林課となっておりますが、あとJA、県農業会議と連携してサポート体制を構築していくということでございます。

あと、農業委員、推進委員の皆様は受け入れ条件の整備を図っていただくとともに後見人などの役割を担っていただいて、フォローアップをお願いしたいという内容でございます。

次、今後の進め方ですが、5ページをごらんいただきたいと思います。本日、農業委員の皆様へこの指針案を提示いたしました。9月26日まで農業委員の皆様にご意見をいただきまして、今月中ぐらいで農業委員の皆様からいただいた意見を取り入れた指針案を策定してまいります。10月4日の第3回運営委員会で上記案を運営委員会に諮りまして、ちょっと重複しますが、11日の農事相談で推進委員に指針案を提示いたします。その後、農業委員の意見を取り入れた指針案を定例総会で提示いたしまして、推進委員の方々からは10月20日ぐらいまで意見をいただきまして、10月中に推進委員の方々の意見を取り入れた指針案を策定してまいります。11月に入りまして第4回運営委員会、あとは農事相談、定例総会でお示ししまして、議決をいただいて公表という運びにしたいと考えております。

その裏、一番最後のページですが、指針に対するご意見がございましたら今月の26日まで事務局のほうに、この用紙でご意見をいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

議 長  
8 番  
議 長  
8 番

それでは、皆さんのほうからご意見、質問等お願いしたいと思っております。

(佐久間英之委員 挙手)

8番 佐久間委員。

8番 佐久間です。

この2ページの遊休農地の発生防止について、の中の3番の非農地判断でありますけれども、これB分類に区別された農地については現況に応じて速やかに非農地判断というようなことでありますが、これ農振区域内のことでありますとか米平の水利関係との関係はどのように考えればよろしいか、お願いします。

議 長  
戸田主査

事務局、お願いします。

(挙手)

議 長  
戸田主査

戸田主査。

こちらの非農地判断については、平成21年からの法改正のころから非農地判断をしていいですよというような国の政策が示されておりまして、25年あたりから積極的遊休農地の解消の方法として、積極的に非農地判断を運営委員会の総会なり部会なりで議決できるということで、国のほうでは積極的にするよという話ではあります。

27年度の28年3月あたりに、そういった遊休農地の対策として、こういう非農地判断をしたらいいのではないかとというようなことで、運営委員会のほうにお諮りしたところ、なかなか皆さんが思うように、するというような意見が出ないで、そのままに至っていると。山形県の中でも、まだしているところが少なく、置賜のほうでは今のところ川西町と小国町が最近ようやく非農地判断をするようになったということは聞いております。

農業振興区域内でできるかどうかということも、そのときの資料の中で農振法の中のガイドラインの中に非農地判断していいところがあれば、していいということにはなっています。

ただし、条件が隣地の農地には間違いなく影響を受けないようなところ、そういったところを総合的に農業委員会の中で話し合いを行った上で非農地判断をしてもいいということにはなっております。

それと、あと賦課金の関係ですけれども、非農地判断を農業委員会の中で議決して、ここは農地でないという判断をするのであれば、決定であれば、それは関係機関のほうに、そういった、ここは農地でないですよということで一覧を送らなければならないことになっております。その送る先というのが県と、あと米平さんと、あと農林課と、そのほかちょっともう一カ所あったと思うんですが、ちょっと資料準備していなかったもので、それで米平さんのほうには非農地判断の結果、一覧が行くことによって賦課金のほうは恐らく停止になるのではないかと、そこら辺はちょっとまだきちんと確認はしていませんが、あと法務局もあります。法務局のほうにも一覧を送らなければなりませんので、法務局のほうとしては、まだこちら米沢市で取り入れるかどうかというのを決定していませんので、直接まだお話ししていませんが、国のほうでは法務局のほうに一覧を送ることによって、本人が地目変更をする際に、今だと必ず農業委員会の許可証なり非農地証明が必要なんです、それは要らないということに一応国のほうでは示しておりますので、そういった方法も取り入れるかどうか、ここに指針として原案、あくまでもたたき台ですので、ここに上がっておりますのをたたき台として上げましたので、それを今後取り入れるかどうかというのは皆さんのご判断だと思っておりますので、ご協議のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

- 8 議 8 議 3 議 3 議 議 4 議 4 議 目崎 議 目崎 4 議 4 議
- 番 長 番 番 番 長 長 番 番 補佐 長 補佐 番 長 番
- (佐久間英之委員 挙手)  
8番 佐久間委員。  
特に米平さんの水窪ダム関係の水、使っているところについては特に問題あると思うんですけれども、その辺もし江口委員わかれば。8年間とか何かと、2期工事の関係のあれ、もしわかれば。
- (江口益美委員 挙手)  
3番 江口委員。  
3番 江口と申します。  
米平としても、そういった遊休地が発生している状況の中で、ここは耕作が不可能だなというものについては、米平の職員とともに理事が見て回りながらそれを除外、その遊休地を農地から外すようなことも考えておりました。その辺の場面で状況を見て判断をしているというふうな状況でありますし、前言ったとおり米平では水利費が当然かかっているというふうなこともありますので、その辺の状況も踏まえながら判断をしたいというような方向になっております。この件につきましては、米平と農業委員会の中でもう少し煮詰めながら行動に出ればもっといいのかなというふうに思っていますので、その辺もよろしくお願ひしたいというふうに思います。
- この件に関して、皆さんからご意見ありませんか。質問……。  
それでは、そのほか指針の策定について、そのほかのご意見、質問等ございませんか。
- (遠藤伊一委員 挙手)  
4番 遠藤委員。  
4番 遠藤です。  
この遊休農地の解消とか目標とか掲げておりますが、この資料はどこまで流れていきますか。米沢市とか県とか国とかへと、こういう目標をホームページに上げるとかと、いくんですか。この資料はどこまで流れていきますか。
- (挙手)  
目崎補佐。  
ホームページなどに載せますので、皆さんがごらんになると思います。
- (遠藤伊一委員 挙手)  
遠藤委員。  
目標は目標だろうけれども、棚ぼたにならないようにだけ、なかなかこれ新規就農者の件でちょっと大変だなとは思っているんだけど、現在今3人となっているけれども、3人でなかったですか。3人ですか。現状新規参入者3人、29年の3月現在と、現状で3人となっていますが、この数字は



間違いありませんか。

議 長

事務局。

戸田主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田主査

こちらの数字は年度当初、活動計画策定委員会のほうで前年度の点検・評価と今年度の活動計画の原案をつくって、県のほうに報告している数字ですので、これは間違いありません。現状については、公表している県の報告の人数ですので、間違いありません。

議 長

何年から何年までの新規就農者ですか、3人について。

戸田主査

これは28年度の新規参入者数になります。

議 長

昨年度だけで3人いたということな。

戸田主査

28年度だけです。（「継続でという意味でなくて」の声あり）

議 長

28年度だけで。（「現状数年で7人だか8人いるわけだべ」の声あり）

戸田主査

はい。継続であれば、28年度は3人いたということの経過報告になっておりますので。

議 長

ここ10年ぐらいで7人ぐらいはいらっしゃるということでしょう。

戸田主査

はい。

議 長

そのほかございませんか。

では、ないようですので、この指針に対する意見という、こういう様式もございますので、きょう家に帰って思い出して、こういうこと言えばよかったなということがあったら、事務局のほうに提出してくださるようお願いいたします。

皆さんのほうからその他、ございませんか。

議 長

では、皆さんからその他意見ございませんでしたら、協議のほう総会、協議を終了させていただきます。

これで第2回定例総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉 会

午前10時40分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年9月13日（水）

米沢市農業委員会

議長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----